

質疑回答書

令和4年3月10日

契約番号 2021001571

件名 伊賀市上下水道料金システム端末機器等賃貸借

| 質 疑 | 回 答 |
|---|---|
| <p>1. 本件は納入機器業者がすでに決定しているため、物件の契約不適合責任及び納期責任は機器納入業者が追う認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>1. その通りです。</p> |
| <p>2. 満了時の HDD データ消去については、市ないし市からの別途受託業者の責任及び費用負担で行われる認識でよろしいでしょうか。また、消去方法はソフトウェアによる上書き消去の認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>2. HDD データ消去については、落札者にて行っていただきます。また、消去方法は物理的破壊となります。</p> |
| <p>3. 受託者によって HDD データを消去し、1か所に集約とありますが、「受託者」とは市が指定業者様であり、リース会社は1か所からの物件引上げのみという認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>3. 受託者とは落札者のこととなります。</p> |
| <p>4. 物件の使用については、屋外使用を想定されていますでしょうか。想定される場合は、対象物件をご教示ください。また、対象物件については屋外使用前提の新価特約付動産総合保険を付保するという認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>4. 屋外使用を想定している対象物件については、仕様書の別紙「上下水道料金システム端末機器等 明細」の④検針用モバイル端末となります。 新価特約付動産総合保険については、その通りです。</p> |
| <p>5. 新価特約付動産総合保険には、物件見積書記載の金額を上限とする保険でよろしいでしょうか。</p> | <p>5. その通りです。</p> |
| <p>6. 納品遅延等の発生時には、伊賀市様と機器納入会社様で解決していただき、その責任対応につ</p> | <p>6. 回答1に同じ</p> |

| | |
|---|-----------------------------------|
| <p>いて、機器納品業者様が負うとの認識でよろしい でしょうか。</p> | |
| <p>7. 契約を解除された場合、落札者の被る損害に ついて協議に応じて頂けますでしょうか。</p> | <p>7. 双方協議の上、決定することとしま す。</p> |
| <p>8. リース期間完了時に伴い賃借人が物件を返却 する際は、賃借人は現状回復義務を負うとの認識 でよろしいでしょうか。</p> | <p>8. その通りです。</p> |
| <p>9. リース料の支払いは60回払いという認識で よろしいでしょうか。</p> | <p>9. その通りです。</p> |

※この回答に対する質問は受付できません。